

# 子どもと法・21通信

2015年6月号（通巻169号）

## 目次

少年法対象年齢引下げか？	1
憲法リレートーク	
「緊急事態は憲法に必要か」	5
映画紹介	
『メトロレディーブルース』	9
〈連載: Jiro ちゃんのおとなと本の子どもたち 5〉	
「伝令兵」	10

〈連載: 賢さんの新聞を読んで 91〉	
「平和安全法制」	12
塀の外からの便り	13
わたしのおすすめコーナー	15
『老いと幼なの言うことには』	
お知らせ・編集後記	16

## 少年法対象年齢引下げか？

### ■自民党、少年法対象年齢引下げ論を検討！

選挙権年齢を18歳以上に引下げる公選法改正案が今の国会に提出されたことを受け民法や少年法などの見直しを検討する自民党の「成人年齢に関する特命委員会」今津委員長は、5月18日、川崎市の男子生徒殺害事件現場を視察し、少年法の保護の対象を18歳未満に引き下げることも含めて検討し、今国会の会期中に一定の方向性を出したいという考えを示した。今津委員長は、「刑罰を厳しくすれば犯罪がなくなるという実証は必ずしもなされてはいないが、悲惨な少年事件が連日起きていくことは間違いなく、放置することはできない」と述べたとのことである（5/18NHK）。

「日本国憲法の改正手続に関する法律」（国民投票法）で国民投票権者は18歳以上とされている。2014年6月20日法律第75号の附則3で、「国は、この法律の施行後速やかに、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権

を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法（略）、民法（略）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」とあり、この関係で今回選挙権年齢を18歳に引き下げる法案が上程された。これに便乗して少年法の対象年齢を18歳未満に引き下げる案が出るかもしれない懸念もあったし、前記川崎市でおきた事件を契機に年齢引下げの声も出されていた。自民党稲田政調会長は「少年が加害者である場合は名前を伏せ、通常の刑事裁判とは違う取り扱いを受ける」と指摘、その上で「（犯罪が）非常に凶悪化している、犯罪を予防する観点から今の少年法でよいのか、今後課題になるのではないか」と語っていた（2/27朝日新聞）。

ただし、2015年3月17日の法務大臣記者会見で、記者の「少年法の適用年齢の引下げについては、今回の川崎での事件も受けて、適用年齢の引下げを求める声も強まっていると思うのですが、少年の更生との関係を含めて、大臣のお考えを改めてお伺いでき

ればと思います」という質問に、上川法務大臣は「少年法の適用年齢の引下げについては、選挙権年齢の引下げに伴って直ちにこれも引き下げてしまうということではなく、この法律の趣旨、つまり可塑性のある若年層に対する処遇に関わる問題でありますので、今までも必要な法改正を随時行ってまいりましたし、そういう意味では少年法の固有の問題ということに着目して関わっていくことが大事ではないかと思っております。直ちに適用年齢を引き下げるべきとは考えておりません」と話していた。ただ、産経新聞などは、「実施した3月28、29日の合同世論調査では、少年法の対象年齢「18歳未満」引き下げにつき、賛成が82.2%」などと煽っていた。

### ■選挙権年齢と少年法対象年齢は一致しないといけないのか

選挙権、私法上の成人、「刑事手続において少年として扱われなくなる年齢」はそれぞれ趣旨が異なるので同じにする必要はない。ちなみに、日本の旧少年法は18歳未満が対象（私法上の成人年齢は20歳であった）。国立国会図書館調査及び立法考査局が発表した「主要国の各種法定年齢（選挙権年齢・成人年齢引下げの経緯を中心に）」（2008年12月）<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2008/200806.pdf> をみればわかるが、3つが異なる国も少なくない。成人年齢も選挙権年齢も18歳というドイツでは、少年刑法は18歳までだが、18歳以上21歳未満（「青年」）でも、「環境的諸条件をも考慮して、行為者の人格を全体的に評価すると、行為時におけるその道徳的及び精神的発育からみてまだ少年と同等であることが明らかである場合、又は行為の種類、事情又は動機からみて、少年非行が問題となる場合」は、少年として扱うことになっている。法文上はこれは例外になっているが、運用ではむしろこちらが原則になっていると評されている。

他方、子どもの権利条約が18歳未満であることを理由に少年司法も18歳未満にすべきだという意見もある。これは最低限18歳未満にすべきという意味である。国連子どもの権利委員会の一般的意見10号「少年司法における子どもの権利」（2007年）では、「自国の少

年司法の諸規則の適用を16歳（またはそれ以下の年齢）未満の子どもに限定している締約国、または16歳ないし17歳の子どもが例外的に成人犯罪者として扱われることを認めている締約国に対し、少年司法の諸規則が18歳未満のすべての者を対象として差別なく全面的に実施されるようにする目的で法律を改正するよう勧告する」と言い、最低限18歳にすべきという意味である。そして「委員会は、一部の締約国が、一般的規則としてまたは例外としてのいずれであるかに関わらず、少年司法の諸規則を18歳以上の者に対して（通常は21歳まで）適用することを認めていることについて、評価の意とともに留意するものである」と「少年司法に関する年齢の上限」に関して述べている（パラ38）。

子どもの権利条約の関係もあってか、少年司法の対象年齢に関していうと、引上げの方向の方が圧倒的である。

### ■少年法とはどういう法律か

少年法は非行をおかした個別子どもの成長を図るものであり、犯罪を予防（こういうことをしたらこういう罰を与える、という警告）するものではない。現行の少年法は、非行をおかしてしまった個別「少年の健全な育成を期す」ことが目的である。日本国憲法の制定と同時に憲法13条や26条を根拠として保護主義を基調（ゆえに福祉教育を柱とする処遇が原則）とした法律である。その思想の根底にあるのは、非行は、子どもの育つ環境（悪環境や幼児期から人格が尊重されないなど）に大きな要因がある、だが子どもは可塑性が高いので、教育福祉的な対応をすればその歪みも減じ成長もしていく、逆に罰はゆがみを加速させ固定化させてしまうおそれが大きい、というものである。そのため、家庭裁判所という新しい裁判所を作り（検察官に左右させないため子どもの事件は全部を家庭裁判所に送る全件送致主義をとったし、検察官は少年審判から完全に外された）、そこに調査官や少年鑑別所など人間科学制度も取り入れた。こうした制度のみならず、特筆すべきは当初からその運用にあって子どもの力・主体性に依拠していたということである（徐々にその実践は少なくなっていくが）。

子どもの権利条約では40条1項に「締約国は、刑法に違反したとして申し立てられ、罪を問われ、または認定された子どもが、尊厳および価値についての意識を促進するのにふさわしい方法で取扱われる権利を認める。当該方法は、他の者の人権および基本的自由の尊重を強化するものであり、ならびに、子どもの年齢、および子どもが社会復帰しかつ社会において建設的な役割を果たすことの促進が望ましいことを考慮するものである」と書いてあるが、日本の少年法が健全な育成はこの趣旨に近い。

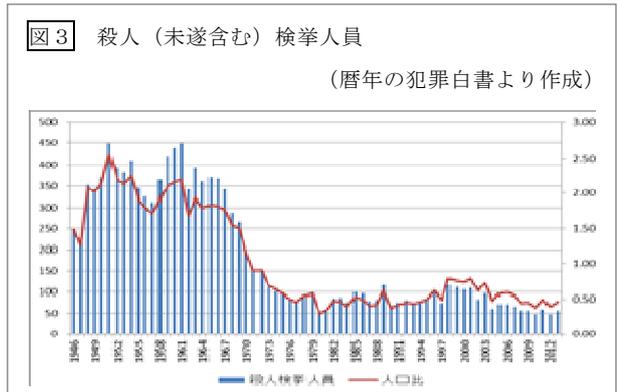
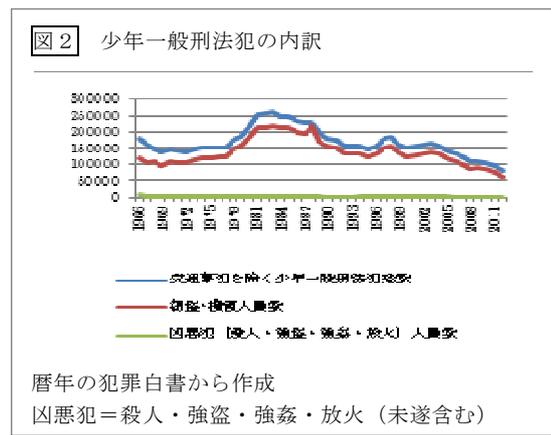
つまり、稲田政調会長の前発言は、少年法をまったく理解していないものである。



それに「非常に凶悪化している」という現実はない。

実は凶悪犯罪をおこした子どもほどその生育は悲惨であり、より丁寧な処遇が必要である。後述するが現行少年法の制定にはその趣旨が含まれていた。「凶悪化」は厳罰化する根拠にはなり得ないのであるが、一応事実をきちんと押さえておこう。まず全体。少年犯罪の検挙人員（警察庁の統計）もそして人口比でも大きく減少している（図1）。しかも図2のようにその大多数は窃盗と横領（放置自転車をもっていく）であり、凶悪犯罪は1966年3.8%→2013年1.38%である。

「凶悪化」はどうか。図3は殺人（未遂含む）検挙人員である。警察の検挙段階の人員なので、あとで傷害・傷害致死に変わって認定されたり、えん罪であったりする場合もあるが、目安になる。これを見れば一目瞭然。戦後大きく減少（人員も人口比においても）しているのがわかる。内容が凶悪化したのだと言われるが、いつの時代でも似たような事件はあった。



■現行法が20歳までを対象とした趣旨

旧少年法（「大正少年法」）の対象は18歳未満であったが、1948年の現行少年法制定に伴って20歳までに引き上げられた。

国会上程時の政府による趣旨説明は以下である（1948年6月19日衆議院司法委員会・佐藤藤佐法務行政長官）。

最近少年の犯罪が激増し、かつその質がますます悪化しつつあることは、すでに御承知のことと存じます。これは主として戦時中における教育の不十分と、戦後の社会的混乱によるものでありますが、新日本の建設に寄与すべき少年の重要性に鑑み、これを単なる一時的現象として看過することは許されないのでありまして、この際少年に対する刑事政策的見地から、構想を新たにして少年法の全面的改正を企て、もつて少年の健全な育成を期しなければならぬのであります。（略）

第二は年齢上げの点であります。最近における犯罪の傾向を見ますと、20才ぐらいまでの者に、特に増加と悪質化が顕著でありまして、この程度の年齢の者は、未だ心身の発育が十分でなく、環境その他外部的条件の影響を受けやすいことを示しておりますのでありますが、このことは彼等の犯罪が深い悪性に根ざしたのではなく、従ってこれに対して刑

罰を科するよりは、むしろ保護処分によってその教化をはかる方が適切である場合の、きわめて多いことを意味しているわけであります。政府はかかる点を考慮して、この際思い切って少年の年齢を20歳に引上げたのでありますが、この改正はきわめて重要にして、かつ適切な措置であると存じます。

(以下略)

### ■少年対象年齢引き下げがもたらすもの

少年も含む犯罪は全体に減少（ただし、65歳以上の高齢者の犯罪は増えている）している。だからこそその中で占める再犯者の割合増加が問題になっているのだ。犯罪の減少は「再犯を防ぐこと」にかかっている。

少年法の目的は「健全育成」であることは既述したが、その最低目標は再犯防止である。少年非行においても、検挙人員は大きく減少している。だが（だからか）、再犯が占める割合が増えている。実は少年法は2000年「改正」で大きく変わった。目的条項こそ変わらなかったが、刑事裁判化あるいは厳罰化が顕著に進み内実は大変変わっている。少年法が意図する丁寧な対応、あるいは少年の力に依拠する待ちの姿勢などが減って、きわめて形式的になっているのが現実である。重い事件は重くというような形式的・手抜き対応のなかで子どもが置き去りにされている。子どもと環境を繋ぐというケースワークこそ、少年法の力であったはずだが、これが消滅方向にあるのだ。

2009年版犯罪白書は「再犯防止施策の充実」を特集している。ここでは、「初犯者・若年者に対する対策の重要性」を訴えている。「再犯を重ねるに従って改善更生の困難さが増大することを意味するとともに、早期の段階での再犯防止に向けた対策の充実の必要性・重要性を示している。」として、「初犯者や若年者は、可塑性に富み、就労の機会も限定的ではないなど、改善更生の余地は大きいと考えられるのであるから、この早期の段階で、必要に応じ、再犯の芽を摘む絶好の機会として、指導・支援を行うことが重要であると考えられる。その機会を逃さないためにも、犯罪・非行の確実な検挙に努めるとともに、事件の動機、背景事情等を可能な限り解明し、その者の行動傾向や態度、再犯の可能性も的確に

把握した上で、適正な処遇を行うことが必要である。」という。

少年法の対象年齢が引き下げられたらどうなるのか。

18、19歳少年に対する家裁の処分（2013年 一般保護事件のみ）は表1のとおりである。これでわかるように、圧倒的多くは保護

表1 18、19歳の処遇（2013年 司法統計年報より作成）

総数 (員)	刑事処 分相当	少年院送 致	保護観 察	不処分	不開始	うち保護 的措置	うち保護 的措置
8224	146 (1.8%)	919 (11.2%)	2358 (28.7%)	1570 (19.1%)	1371 (16.7%)	3231 (39.%)	2774 (33.7%)

的措置が取られている。しかし、少年法の対象から18、19歳の少年たちが外れてしまったら、当然ながらこうした保護的措置はなくなる。個別の調査などなくまったく形式的に犯罪の内容で検察官が処理することになる。2013年の成人の起訴率は32.8%（不起訴率は67.2%になる）から、年長少年の多くも不起訴になるであろう。また略式罰金や執行猶予になればその手当はない。

それでは刑罰になる場合はどうか。保護処分との比較である。この比較には同じ時期に同じ罪をおかした共通性のある対象者を選択して比較する必要があるが、日本ではその研究はない。州ごとに法律が異なるためその比較がかなり可能であるアメリカでは、少年司法の刑罰化・厳罰化は再犯防止において逆効果であるという研究が蓄積されている。その詳細は、日弁連「少年法の『成人』年齢引下げに関する意見書」（2015年2月）

[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion\\_150220\\_2.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion_150220_2.pdf)にまとまっている。

前記した2009年版犯罪白書は、法務総合研究所の「再犯防止に関する総合的研究」（2009年3月 1965年以降2006年9月30日までに有罪判決を受けた3561人を対象にしたもの）にある、「少年時（16～19歳）に有罪判決を受けた者（裁判時少年）は、再犯率、同種再犯率が極めて高く、再犯期間も短い」という事実に基づいての記述である。

少年個人の支援という意味においてもマイナスであるが、刑罰化・厳罰化は再犯防止には逆効果であるというアメリカの研究などを踏まえると、社会にとってもマイナスなのではないだろうか。（編集委員会）